

解決条件

- 一 従来通り請負とし単價は前以て明示する事
- 二 臨時休業の場合には工場主は補助費を支給する事
- 三 健康保険法を實施する事
- 四 定時間七時半より五時半までとし(正午三十分)午後三時十五分(前十時十五分)の休業を與ふる事
- 五 裁量の場合には請負者以外労働者と支給し準備者は(時間)割五分の割合で支給する事
- 六 取組業者を即時制定する事
- 七 工場主は誠実を以て工場設備の完全を勉めらる事
- 八 工場主は給費費用として金一封を支給する事

昭和六年四月二十七日

工場主
 従業員代表
 組合代表
 中村 幸一
 山田 茂太郎
 角 林 三
 深谷 金吾
 安井 善作

G. 8. 1
 2856

労働組合
 昭和六年八月三日
 李俊徳
 高橋守雄

内務大臣
 治安維持課
 社会局長
 夏官殿

日本教育会
 労働争議ニ関スル件 (解決)

標記争議ハ廿ノ後争議團側ノ申出ニ依リ當廳調停課並所轄富坂署ニ於テ斡旋交渉ノ重キタルカ八月一日迄記覽書ノ通り(山)に解決セリ

右及申(通)様候也